

(仮称)「守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例」の骨子素案

項目	国基準（厚生労働省令より抜粋）	守口市の考え方
最低基準の向上	第3条 市町村長は、その管理に属する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ・市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	国基準どおり（守口市子ども・子育て会議の意見を聴くこととします。）
家庭的保育事業者の一般原則	第5条 ・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ・家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ・家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ・家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ・家庭的保育事業所等には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 ・家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	国基準どおり
保育所との連携	第6条 ・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適	国基準どおり

	切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいては、この限りでない。 （支援内容） ①集団保育の機会の設定。相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ②必要に応じて、代替保育を提供すること。 ③当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	
家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	第8条 ・家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	国基準どおり
衛生管理等	第14条 ・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ・家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 ・居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ・居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	国基準どおり
食事	第15条 ・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。 ・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供す	国基準どおり

	るときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 ・食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 ・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	
食事の提供の特例	第16条 ・前条第1項の規定にかかわらず食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、かつ衛生面等業務上注意を果たし得る体制及び調理業務受託者との契約内容が確保されている場合等にあつては、搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合においてもなお調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ・搬入施設 ①連携施設 ②同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③学校給食法に規定する義務教育諸学校又は共同調理場	国基準どおり
利用乳幼児及び職員の健康診断	第17条 ・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ・家庭的保育事業者等は、利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。 ・第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する	従事職員については毎月1回の検便を実施することとします

	表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを勧告しなければならない。 ・家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	
家庭的保育事業 所等内部の規定	第18条 ・家庭的保育事業者等は次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他重要事項	国基準どおり
設備の基準	第22条 家庭的保育事業は、市町村長が適当と認める場所で実施する。 ①乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 ②前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上であること。 ③乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 ④衛生的な調理設備及び便所を設けること。 ⑤屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。 ⑥庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。	国基準どおり

	⑦火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。	
職員	第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 ①調理業務の全部を委託する場合 ②第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合 ・家庭的保育者は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって次のいずれにも該当する者とする。 ①保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 ②法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 ・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。）とともに保育する場合には、5人以下とする。	国基準どおり
保育時間	第24条 ・家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。	国基準どおり
保育の内容	第25条 ・家庭的保育事業者は、厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	国基準どおり
小規模保育事業の区分	第27条 ・小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	国基準どおり

設備の基準	第28条 ・乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、（1人につき3.3㎡以上であること）調理設備及び便所を設けること。 ・満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室（1人につき1.98㎡以上であること）、屋外遊戯場（1人につき3.3㎡以上であること（近隣の屋外遊技場になる場所含む。）、調理設備及び便所を設けること。 ・保育に必要な用具を備えること。 ・乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の設備が備わっているものとする。	面積基準については、現に事業実施している施設の実態等も勘案し検討します。
職員	第29条 ・小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ・保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人につき1人 ・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	国基準どおり
職員	第31条 ・小規模保育事業B型には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員	国基準どおり

	を置かないことができる。 ・保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	
設備の基準	第33条 ・乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、（1人につき3.3㎡以上であること）調理設備及び便所を設けること。 ・満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室（1人につき3.3㎡以上であること）、屋外遊戯場（1人につき3.3㎡以上であること（近隣の屋外遊技場になる場所含む。）、調理設備及び便所を設けること。 ・乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の設備が備わっているものとする。 ・保育に必要な用具を備えること。	面積基準については、現に事業実施している施設の実態等も勘案し検討します。
職員	第34条 ・小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	国基準どおり
利用定員	第35条	国基準どおり

	・小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。													
居宅訪問型保育事業	第37条 ・居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育 ⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育	本市の実状に合わせた文言の整理を行います。												
設備及び備品	第38条 ・居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	国基準どおり												
職員	第39条 ・居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	国基準どおり												
利用定員の設定	第42条 ・事業所内保育事業は、下表に掲げる利用定員の区分に応じそれぞれ同表に定めるその他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。 <table><thead><tr><th>利用定員数</th><th>その他の乳児又は幼児の数</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr><tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr><tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr><tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr><tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr></tbody></table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	国基準どおり
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数													
1人以上5人以下	1人													
6人以上7人以下	2人													
8人以上10人以下	3人													
11人以上15人以下	4人													
16人以上20人以下	5人													

	21人以上25人以下 6人 26人以上30人以下 7人 31人以上40人以下 10人 41人以上50人以下 12人 51人以上60人以下 15人 61人以上70人以下 20人 71人以上 20人	
設備の基準	第43条 ・ 保育所型事業所内保育事業（定員20人以上のものに限る）の設備の基準は次のとおりとする。 ・ 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室（1人につき1.65㎡以上であること）又はほふく室（1人につき3.3㎡以上であること）、医務室、調理室（保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設けること。 ・ 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室（1人につき1.98㎡以上であること）、屋外遊戯場（1人につき3.3㎡以上であること（近隣の屋外遊技場に変わる場所含む）、調理室（保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設けること。 ・ 保育に必要な用具を備えること。 ・ 乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は建築基準法第2条第9号の2 に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の設備が備わっているものとする。	面積基準については、現に事業実施している施設の実態等も勘案し検討します。
職員	第44条 ・ 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 ・ 保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 ①乳児おおむね3人につき1人	国基準どおり

	②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人につき1人 ・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。	
職員	第47条 ・小規模型事業所内保育事業所（利用定員19人以下）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ・保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 ①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人につき1人 ・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。	国基準どおり
食事の提供の経過措置	附則第2条 ・この省令の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、調理設備、食事の提供方法や調理員の配置の規定について適用しないことができる。	国基準どおり

連携施設に関する経過措置	附則第3条 ・連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。	国基準どおり
利用定員に関する経過措置	附則第4条 ・家庭的保育事業に規定する家庭的保育者、家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、小規模保育事業B型、小規模型事業所内保育事業に規定する保育従事者とみなす。	国基準どおり
利用定員に関する経過措置	附則第5条 ・小規模保育事業C型にあっては、省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	国基準どおり
上記以外	・秘密保持等 ・苦情等への対応 ・保護者等との連絡 等	国基準どおり